



手続きチェックシート

結婚

《婚姻届の提出に必要なもの》

- ・全国共通の届け出用紙
 - ・+ご結婚されるお二人の署名
 - ・+証人(成人2名)の署名
 - ・本人確認書類(手続きの際は、本人確認をいたしますので必ず掲示してください。)
- 例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳、官公署発行の顔写真付きの免許証/許可証など

関連する手続きが、下記・裏面にあります。(必要なものが揃わない手続きは、再来庁いただく場合があります。)

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続きの名前	必要なもの	該当	受付窓口
住所・戸籍	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）	※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！		市民生活課 市民係
	同居中で、今まで生計が別になっていた方（住民票上、別世帯になっていた方）	世帯合併、または世帯変更			
	姓が変わる方で、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの氏名変更	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		
保険年金	国民健康保険に加入中で、姓など資格確認書の記載に変更がある方	新しい国民健康保険資格確認書の交付	変更前の国民健康保険資格確認書（兼高齢受給者証）		市民生活課 国保年金係
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の健康保険資格確認書、または資格取得証明書 ・国民健康保険資格確認書		
	最近退職した方				
	→配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	小千谷市役所での手続きはありません			
	→国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・国民年金の加入(20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	勤務先の健康保険の資格喪失証明書		
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など		
高齢・介護	年金を受給中の方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出	※マイナンバーが「未収録」の方は窓口でご相談ください		福祉課 介護保険係
	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方（65歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険被保険者証の氏名変更	旧姓の介護保険被保険者証		
障がい	姓が変わる方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の氏名変更	・旧姓の負担割合証 ・旧姓の負担限度額認定証 ・旧姓の社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 など		福祉課 障がい福祉係
	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		
子ども	重度心身障がいの者の医療費助成受給資格を持っていた方	重度心身障がい者医療費助成受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険資格確認書 ※認印が必要な場合があります		健康 子育て応援課 子育て応援係 （あすえ～る内） ※必要なものがそろっていない場合でもお立ち寄りください
	児童手当を受給していて、受給者が変わる方（0歳～高校生）	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険資格確認書 （3歳未満の子どもがいる場合のみ）		
	子ども医療費受給者証をお持ちの方（0歳～高校生）	子ども医療費受給者証の変更	※受付窓口でご相談ください		
	ひとり親家庭等に該当していた方	児童扶養手当の資格喪失	・児童扶養手当証書		
		ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失届および子ども医療費助成の申請	※受付窓口でご相談ください		
	就学援助の再申請 ※世帯構成が変わると再申請が必要です		※受付窓口でご相談ください		教育 保育課 学校教育係 （あすえ～る内）
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※受付窓口でご相談ください		・各園 ・教育 保育課 保育係 （あすえ～る内）
税・料金	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の受給者変更	・特別児童扶養手当証書		福祉課 障がい福祉係
	重度心身障がいの者の医療費助成受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費助成受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険資格確認書 ※認印が必要な場合があります		
その他	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	☎お電話(0258-82-4115)で手続きできます		小千谷市ガス水道局 業務係
	税・料などの口座振替を希望する方	口座振替の申請	・預金通帳 ・通帳の届出印		税務課 管理収納係
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	・市営住宅入居の相談 ・市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要です。 受付窓口でご相談ください		建設課 建築住宅係



小千谷市役所

〒947-8501 新潟県小千谷市城内2-7-5

市役所代表電話

0258-83-3511

お電話を担当へ おつなぎします



開庁時間

あさ8時30分～夕方5時15分

(土/日/祝日 年末年始12/29～1/3はお休みです。)